



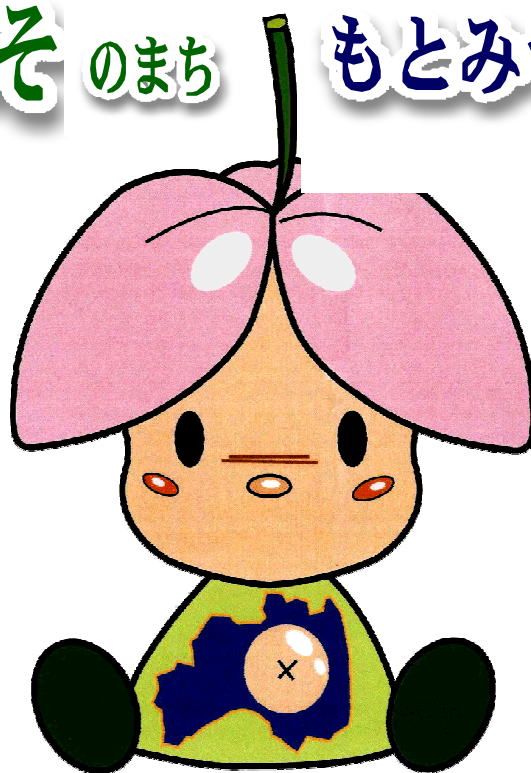
エコアクション21
認証・登録番号 0004828

エコアクション 21 環境活動レポート

(取組期間:平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)

桓良の

へそ の まち もとみや



本宮市イメージキャラクター まゆみちゃん

平成 25 年 9 月

福島県 本宮市

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 本宮市環境方針 | 1 |
| 1.組織の概要 | 2 |
| 2.実施体制 | |
| (1) エコアクション 21 を運用する組織体制 | 4 |
| (2) エコアクション 21 推進体制における役割 | 5 |
| 3.環境目標と環境への負荷の状況 | |
| (1) 本宮市役所地球温暖化防止実行計画における全体目標 | 6 |
| (2) 平成 24 年度の削減目標 | 7 |
| (3) 平成 23 年度と平成 24 年度の種類ごとの使用量等比較 | 9 |
| 4.環境への取組状況と評価 | |
| (1) 市の事務事業における環境に対する取り組み方針と取り組み項目 | 12 |
| (2) 取り組みチェックと評価 | 14 |
| (3) 地域環境への取り組み状況 | 15 |
| 5.教育・訓練の実施 | 21 |
| 6.環境に関する苦情の受付け状況 | 21 |
| 7.環境関連法規への違反、訴訟等の有無 | 22 |
| 8.代表者による全体の評価 | 25 |

§エコアクション 21 とは

エコアクション 21 認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証登録制度です。

本宮市環境方針

〈基本理念〉

本宮市は、「本宮市環境基本条例」の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

- 環境の保全と創造は、全ての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全と創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的として行われなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

「本宮市環境基本条例 第3条（基本理念）」より

〈環境方針〉

- 1 市民、事業者、行政が協働しながら、本宮市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策及び事務事業における取り組みを積極的に推進します。
- 2 地球温暖化防止対策を推進するため、市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、率先して省資源、省エネルギー、廃棄物の適正処理及び減量化、環境に配慮した物品の購入などに取り組みます。
- 3 東日本大震災に伴う原発事故により、電力をはじめとする環境への配慮が一層求められている中、環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入に取り組みます。
- 4 これらの取り組みについては、具体的な目標と期間を定め、その達成状況を把握しながら、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を実施します。
- 5 全職員が参画し、環境経営のために組織運営体制を構築し、環境方針の周知徹底を図り、継続的な研修、啓発に努めながら各自の役割、責任の所在を明確化し、自主的な活動を実施します。
- 6 環境関連法令等を遵守し、自ら定めた環境への取り組みを率先して推進し、環境の保全と創造に努めます。
- 7 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し情報の公開と交流に努めます。

平成23年4月1日 策定

本宮市長 高松 義行

1.組織の概要

(1) 市の概要

本宮市は、平成 19 年 1 月 1 日に本宮町と白沢村の 2 町村が合併し、現在の本宮市が誕生しました。(総面積 87.94 k m²)

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、市の東部には阿武隈山系の岩角山、岳山などの山並みや丘陵地及び農地が広がり、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした山並みを有しています。総面積の



33%を山林が占めており、これらの山林と農地が市の中心部を取り囲む形となっています。

また、東北地方を代表する「阿武隈川」が市の中央部を流れ、両側に広がる平地を中心に市街地が形成されています。市内には阿武隈川の支流である五百川、安達太良川、白岩川、仲川など多くの河川が流れると共に、水路やため池が数多くあり、うるおい豊かな水辺空間に恵まれています。



市の花 ぼたん



市の木 まゆみ



市の鳥 うぐいす

(2) 自治体名及び代表者名

本宮市

代表者名 本宮市長 高松 義行

(3) 所在地

本庁舎

福島県本宮市本宮字万世 212 番地

白沢総合支所

福島県本宮市白岩字堤崎 494 番地 22

(4) 環境管理責任者名

本宮市市民部長 國分 忠一

(5) 担当課

本宮市 市民部 生活環境課 環境係
所在地：福島県本宮市本宮字万世 212
電 話：0243-33-1111 F A X：0243-34-2724
E-mail：kankyou@city.motomiya.lg.jp

(6) 事業活動の内容

本宮市役所における行政事務

(7) 組織の規模

平成 24 年度一般会計当初予算額 12,805,000 千円
職員数（本庁舎・総合支所：特別職、嘱託職員、臨時職員を含む） 212 名
延べ床面積 本庁舎 3,696.24 m²
白沢総合支所 785.18 m²

(8) 認証・登録の範囲

本宮市役所 本庁舎
白沢総合支所



(9) 今後の拡大予定

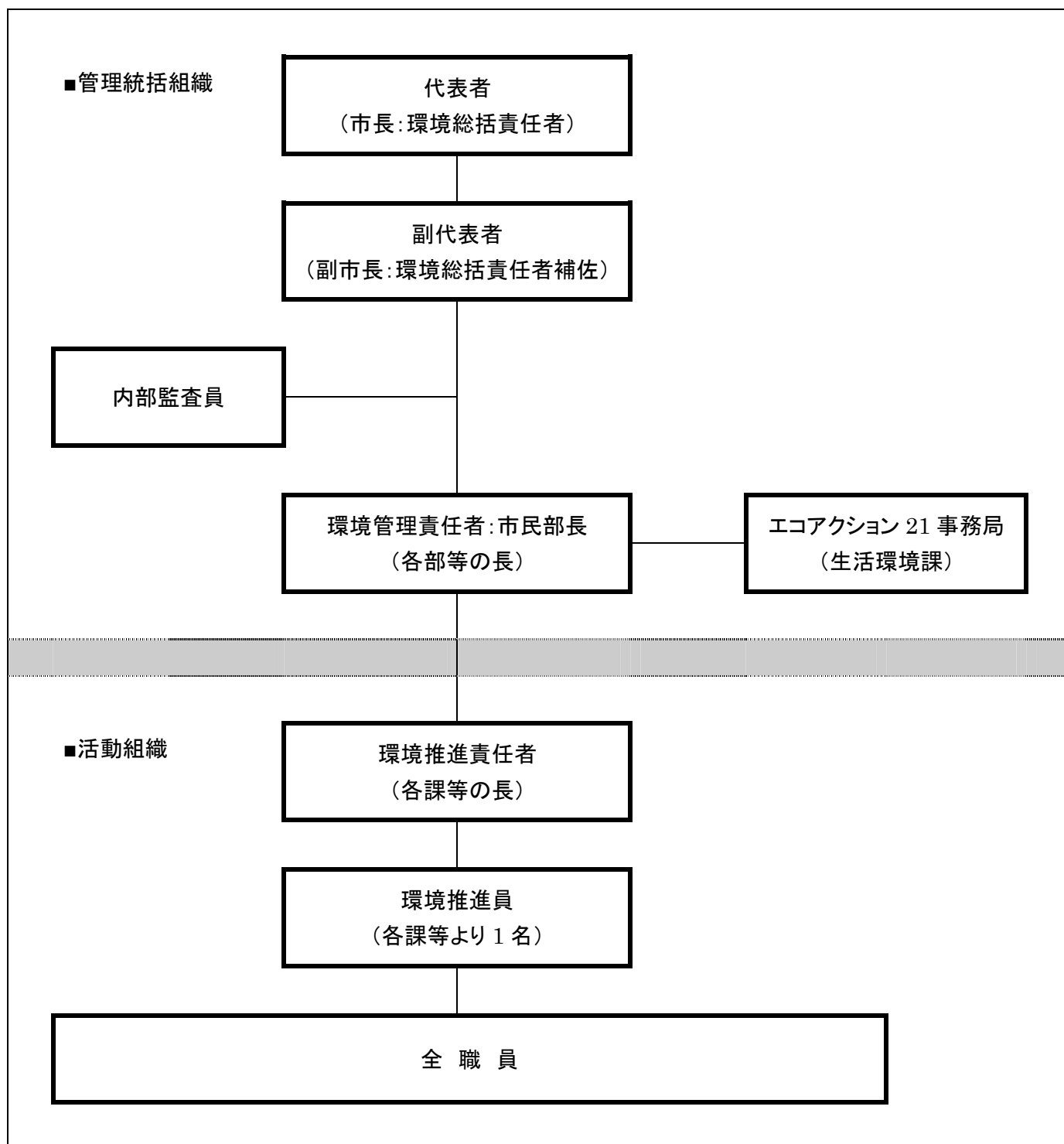
現在、本宮市役所では、「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」に基づき、全庁で地球温暖化対策に取り組んでいます。保健福祉施設、保育所等の教育施設へと段階的に拡大を図っていきます。

2.実施体制

(1) エコアクション 21 を運用する組織体制は、以下のとおりとします。

環境総括責任者である市長が、エコアクション 21 においては、組織の代表者となります。副市長は環境総括責任者を補佐し、組織の副代表となります。

各部等の長は、環境管理責任者となり、環境推進責任者である各課等の長並びに環境推進員とともに適正な運用を推進します。



(2) エコアクション 21 推進体制における役割

◆代表者（市長）

- ・環境方針の策定
- ・エコアクション 21 の実施及び運用に必要な諸資源の用意
- ・システム全体の評価と見直し

◆副代表者（副市長）

- ・各部署への運用指示
- ・エコアクション 21 の構築、実施、管理

◆環境管理責任者（代表：市民部長）

- ・所管における環境推進責任者への取り組みの指示
- ・市全体の環境目標及び環境活動計画についての審議
- ・環境活動レポートについての審議
- ・システムの活動状況についての審議

◆環境推進責任者（各課等の長）

- ・所管の職員に対し、取り組みを徹底
- ・所管事務事業における、システム運用上の取り組み事項の決定
- ・所管事務事業における、環境関連法規の整理、その他遵守状況の把握
- ・所管事務事業における、環境に関する苦情、要望、問題について適切な対応

◆環境推進者（各課等 1 名推薦）

- ・エコアクション 21 の運用における各所属のリーダー的役割
- ・所管事務事業における、環境への負荷データの把握
- ・所属における、環境への取り組み状況の把握

◆エコアクション 21 事務局（市民部 生活環境課）

- ・エコアクション 21 に関する情報提供
- ・エコアクション 21 関連書類の原案の作成、保管
- ・全般における環境への負荷の把握
- ・全般における環境への取り組み状況の把握
- ・システム運用のための、教育、訓練の実施

3.環境目標と環境への負荷の状況

(1) 本宮市役所地球温暖化防止実行計画における全体目標

「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」では、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を、平成19年度を基準とし、平成25年度までに6%以上削減することを目標としています。

■本宮市役所地球温暖化防止実行計画における、温室効果ガスの全体排出削減目標 【t-CO₂】

| 区 分 | 基準年度(H19) | 計画目標値(H25) | 削減率(%) |
|----------|-----------|------------|--------|
| 施設からの排出量 | 3,445 | 3,238 | 6.0 |
| 車両からの排出量 | 175 | 164 | 6.2 |
| 合 計 | 3,620 | 3,402 | 6.0 |

■種類ごとの使用量及び排出量

| 区 分 | 基準年度 (H19) | | 計画目標値 (H25) | |
|---------------------|------------|--|-------------|--|
| | 使用量 | 【CO ₂ 排出量】 t-CO ₂ | 使用量 | 【CO ₂ 排出量】 t-CO ₂ |
| 電気(kwh) | 3,700,901 | 2,054 | 3,478,847 | 1,930 |
| 水道(m ³) | 137,509 | 49 | 129,258 | 46 |
| ガス(m ³) | 14,258 | 42 | 13,403 | 40 |
| 灯油(ℓ) | 359,376 | 894 | 337,813 | 841 |
| 重油(ℓ) | 149,300 | 404 | 140,342 | 380 |
| ガソリン(ℓ) | 52,060 | 120 | 48,936 | 113 |
| 軽油(ℓ) | 21,243 | 55 | 19,968 | 52 |

(2) 平成 24 年度の削減目標

排出削減目標については、エコアクション認証取得の範囲に限定せず、本宮市役所地球温暖化防止実行計画と連動し、全庁的なものとします。

平成 19 年度を基準とし、平成 25 年度までに 6%以上削減することを目標としているため、平成 24 年度は平成 19 年度比で 5%削減することを目標とします。

■種類ごとの使用量

| 区 分 | 平成 19 年度 (基 準) | ①平成 23 年度 実 績 | ②平成 24 年度 目 標 | 削減量 (①-②) |
|---------------------|-------------------|------------------|------------------|--------------|
| 電気(kwh) | 3,700,901 | 3,552,864 | 3,515,856 | 37,008 |
| 水道(m ³) | 137,509 | 132,008 | 130,634 | 1,374 |
| ガス(m ³) | 14,258 | 13,687 | 13,545 | 142 |
| 灯油(ℓ) | 359,376 | 345,000 | 341,407 | 3,593 |
| 重油(ℓ) | 149,300 | 143,328 | 141,835 | 1,493 |
| ガソリン(ℓ) | 52,060 | 49,977 | 49,457 | 520 |
| 軽油(ℓ) | 21,243 | 20,393 | 20,181 | 212 |

■温室効果ガス排出量

【t-CO₂】

| 区 分 | 平成 19 年度 (基 準) | 平成 22 年度 (実 績) | 平成 23 年度 (実 績) | 平成 24 年度 目 標 | 平成 25 年度 目 標 |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 電気 | 2,054 | 2,069 | 1,877 | 1,951 | 1,930 |
| 水 | 49 | 52 | 47 | 46 | 46 |
| ガス | 42 | 43 | 44 | 40 | 40 |
| 灯油 | 894 | 737 | 814 | 849 | 841 |
| 重油 | 404 | 391 | 420 | 383 | 380 |
| ガソリン | 120 | 117 | 125 | 114 | 113 |
| 軽油 | 55 | 44 | 42 | 52 | 52 |
| 合計 | 3,620 | 3,454 | 3,369 | 3,439 | 3,402 |

■廃棄物排出量

廃棄物排出量の年間の排出削減目標値は、平成 22 年度比で 5%削減することを目標とします。

【単位：kg】

| 区 分 | 平成 22 年度 (実績) | 平成 24 年度 目 標 | 削減目標 | |
|------------|------------------|-----------------|------|--------|
| | | | 削減量 | 削減率(%) |
| 4・5・6 月 | 4, 066 | 3, 863 | 203 | 5 |
| 7・8・9 月 | 4, 152 | 3, 944 | 208 | 5 |
| 10・11・12 月 | 3, 739 | 3, 552 | 187 | 5 |
| 1・2・3 月 | 3, 239 | 3, 077 | 162 | 5 |
| 合 計 | 15, 196 | 14, 436 | 760 | 5 |

■用紙類(紙)使用量

平成 24 年度も東日本大震災及び放射能対策での用紙類使用量の増加が予想されるため、削減目標値は設定せず、平成 22 年度比で 30%の上限を設けます。

【単位：枚】

| 区 分 | 平成 22 年度 (実績) | 平成 24 年度 目 標 | 目 標 | |
|-----|------------------|-----------------|----------|--------|
| | | | 上限枚数 | 上限率(%) |
| A3 | 81, 500 | 105, 950 | 24, 450 | 30 |
| A4 | 2, 128, 500 | 2, 767, 050 | 638, 550 | 30 |
| B4 | 10, 500 | 13, 650 | 3, 150 | 30 |
| B5 | 17, 000 | 22, 100 | 5, 100 | 30 |
| 合 計 | 2, 237, 500 | 2, 908, 750 | 671, 250 | 30 |

■グリーン購入調達量

本宮市グリーン購入の推進に関する基本方針に基づき、環境負荷の低減に資する物品(環境物品)の購入に際し、調達目標を原則 100%とします。

(3) 平成 23 年度と平成 24 年度の種類ごとの使用量等比較

※全施設を掲載

1) 施設、種類別使用量 目標未達成 【上段使用量：／下段二酸化炭素排出量：t-CO₂】

| 区分 | 年度 | 電気 (kwh) | 水道 (m ³) | ガス (m ³) | 灯油 (ℓ) | 重油 (ℓ) | 計 |
|---------------------|-----|-------------|-------------------------|-------------------------|-----------|-----------|---------|
| 本庁舎 | H23 | 340,494 | 4,956 | 83.8 | 1,568 | 22,000 | |
| | | 188.97 | 1.78 | 0.25 | 3.90 | 59.62 | 254.53 |
| | H24 | 338,022 | 4,436 | 98 | 880 | 23,300 | |
| | | 187.6 | 1.58 | 0.29 | 2.19 | 63.14 | 254.82 |
| 白沢 総合支所 | H23 | 82,931 | 246 | | | | |
| | | 46.02 | 0.08 | | | | 46.11 |
| | H24 | 82,035 | 324 | | | | |
| | | 45.52 | 0.11 | | | | 45.64 |
| 保健・医療・ 福祉施設 | H23 | 411,435 | 10,551 | 246.4 | 46,015.1 | | |
| | | 228.32 | 3.76 | 0.71 | 114.55 | | 347.34 |
| | H24 | 480,470 | 13,238 | 268.3 | 49,832 | | |
| | | 266.66 | 4.76 | 0.8 | 124.08 | | 396.3 |
| 社会教育・ 社会体育 施設 | H23 | 1,199,41 | 37,112 | 1,072.8 | 151,225 | 10,000 | |
| | | 665.35 | 13.21 | 3.15 | 376.5 | 27.1 | 1085.31 |
| | H24 | 1,312,920 | 39,531 | 1,247.4 | 160,320.5 | 15,400 | |
| | | 728.67 | 14.23 | 3.74 | 399.19 | 41.73 | 1187.56 |
| 給食 センター | H23 | 181,524 | 29,944 | 2,711.3 | 0 | 123,000 | |
| | | 100.74 | 10.76 | 8.13 | 0 | 333.33 | 452.96 |
| | H24 | 188,710 | 29,804 | 2,665 | 0 | 122,000 | |
| | | 104.73 | 10.72 | 7.99 | 0 | 330.62 | 454.06 |
| その他の 行政施設 | H23 | 18,827 | 53 | 21 | 1,268 | | |
| | | 10.43 | 0.01 | 0.06 | 3.15 | | 13.65 |
| | H24 | 16,060 | 453 | 18.6 | 1,201 | | |
| | | 8.91 | 0.16 | 0.05 | 2.99 | | 12.11 |
| 保育所・ 幼稚園 | H23 | 131,886 | 12,407 | 4,090.9 | 27,829.5 | | |
| | | 73.19 | 4.46 | 12.27 | 69.29 | | 159.23 |
| | H24 | 180,186 | 11,282 | 3,897.1 | 18,402.9 | | |
| | | 100 | 4.06 | 11.69 | 45.82 | | 161.57 |
| 小・中学校 | H23 | 909,338 | 34,054 | 6,342.5 | 99,116 | | |
| | | 504.68 | 12.25 | 19.02 | 246.80 | | 782.77 |
| | H24 | 906,842 | 34,860 | 5,818.5 | 96,312.8 | 0 | |
| | | 503.29 | 12.54 | 17.45 | 239.81 | 0 | 773.09 |

| 区分 | 年度 | 電気 (kwh) | 水道 (m ³) | ガス (m ³) | 灯油 (ℓ) | 重油 (ℓ) | 計 |
|-----------------|-----|-------------|-------------------------|-------------------------|-----------|-----------|----------|
| その他 (産業・公園等) | H23 | 106,325 | 2,353 | | | | |
| | | 59 | 0.83 | | | | 59.83 |
| | H24 | 131,458 | 3,546 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 72.95 | 1.27 | 0 | 0 | 0 | 74.22 |
| 合計 | H23 | 3,381,801 | 131,676 | 14,568.7 | 327,022 | 155,000 | |
| | | 1,876.89 | 47.4 | 43.70 | 814.28 | 420.05 | 3,202.34 |
| | H24 | 3,636,703 | 137,474 | 14,012.9 | 326,949.2 | 160,700 | |
| | | 2,018.33 | 49.43 | 42.01 | 814.08 | 435.49 | 3,359.34 |

施設における温室効果ガス排出量は、灯油・重油において目標を達成できたものの、それ以外の項目では達成できませんでした。これは、震災後新たに建設した施設や設備の設置の影響が大きく目標未達成となりました。

対象施設の増加による目標の見直しを検討するとともに、次年度は大幅な削減に取り組みます。

2) 車、種類別使用量 **目標未達成** 【左欄＝使用量：ℓ/右欄＝二酸化炭素排出量：t-CO₂】

| 年度 | ガソリン | | 軽油 | | 合計 | |
|-----|--------|-----|--------|----|--------|-----|
| H23 | 54,061 | 125 | 15,999 | 42 | 70,060 | 167 |
| H24 | 51,697 | 119 | 15,635 | 40 | 67,332 | 159 |

平成24年度の取組実績として、バイオディーゼル燃料(BDF)の使用を継続しましたが、目標は達成できませんでした。平成23年度に比べて削減はできているものの、目標達成には至りませんでした。未達成の主な要因は、震災対応による燃料使用量の増加と車両台数の増加によるものと思われます。

平成25年度においても震災対応での使用量増加が予想されますが、目標値については検討していきます。

3) 廃棄物排出量 **目標未達成** 【単位：kg】

| 年度 | 4・5・6月 | 7・8・9月 | 10・11・12月 | 1・2・3月 | 合計 |
|-----|---------|---------|-----------|---------|----------|
| H23 | 3,662.9 | 4,705.8 | 4,059.6 | 4,467.1 | 16,895.4 |
| H24 | 5,682.1 | 5,690.7 | 4,658.1 | 4,145.7 | 20,176.6 |
| 差引 | 2,019.2 | 984.9 | 598.5 | △321.4 | 3281.2 |

平成24年度は、各施設において廃棄物の量が増加し目標は達成できませんでした。未達成の主な要因は、放射能の影響による保育所・幼稚園での室内遊びの増加や、機構改革による部署移動における廃棄物の増加によるものと思われます。平成25年度においては、目標を達成できるように更なる減量化を目指していきます。

4) 用紙類（紙）使用量 **目標達成** **【単位：枚】**

| 区分 | A3 | A4 | B4 | B5 | 合計 |
|-----|----------|-----------|----|----|-----------|
| H23 | 195,000 | 2,579,500 | 0 | 0 | 2,774,500 |
| H24 | 87,000 | 2,602,500 | 0 | 0 | 2,689,500 |
| 差引 | △108,000 | 23,000 | 0 | 0 | △85,000 |

平成24年度も引き続き震災対応のため、多くのコピー用紙を購入したことによる増加となりましたが、目標を達成することが出来ました。翌年度においても、震災対応でどの程度用紙類を使用するのかを把握し、目標値を検討したいと思います。

5) グリーン購入調達量 **【単位：％】**

| 分野 (H23) | グリーン購入調達率 (達成率) | 分野 (H24) | グリーン購入調達率 (達成率) |
|-------------|--------------------|-------------|--------------------|
| OA 機器関係 | 96.2 | OA 機器関係 | 100 |
| 紙 類 | 81.4 | 紙 類 | 94 |
| 切り・貼り用品 | 79.5 | 切り・貼り用品 | 76.4 |
| 整理用品 | 66.7 | 整理用品 | 89.5 |
| 筆記用具 | 55.7 | 筆記用具 | 84.3 |
| ファイル | 100.0 | ファイル | 100.0 |
| 封 筒 | 100.0 | 封 筒 | 100.0 |
| 文具雑品 | 26.7 | 文具雑品 | 44.5 |
| 合 計 | 73.3 | 合 計 | 90.2 |

平成23年度と比べ大幅にグリーン購入調達率は改善されたが、同じ製品であっても低価格のものや品質が優れているものを購入する場合があります、全ての分野でのグリーン購入調達100%とはならなかった。今後も物品購入の際はできる限りグリーン購入品を調達して行きたいと思えます。

4.環境への取組状況と評価

(1) 市の事務事業における環境に対する取り組み方針と取り組み項目

本宮市では、「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」において、温室効果ガスの削減に向けた様々な取り組みを実践しています。以下は、全ての職員が日常的に配慮すべき基本的な取り組み項目としています。

■一般事務における取り組み項目

| 具体的取組項目 | | |
|----------------|-------------------|--|
| 1. エネルギー使用量の削減 | (1)照明の使用 | <ul style="list-style-type: none"> ①始業前や昼休み及び残業時間等の不用な照明を消します。 ②各職場の最終退庁者は、消灯を確認します。 ③利用場所の明るさに応じ、蛍光灯の本数を間引きします。 ④使用していない会議室、湯沸し室、トイレ等は消灯します。 ⑤晴天時など、窓際の照度が十分得られる場合は窓際の照明を消します。 ⑥照明を蛍光灯から LED 照明に更新します。 (LED更新数 184 台) |
| | (2)電気機器等の使用 | <ul style="list-style-type: none"> ①昼休みや外出時等は、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切ります。 ②使用していないテレビやビデオ等は、主電源を切ります。 ③各職場の最終退庁者は、OA機器等の電源が切っていることを確認します。 ④電気ポットの使用を控えます。 |
| | (3)冷暖房・空調機器の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ①事務室内の温度や冷暖房時間は、施設の機能や使用実態等に応じ、適正化を図ります。(夏は 28 度、冬は 20 度を適正温度とします。) ②カーテンやブラインド等を適切に使用し、冷暖房負荷の軽減を図ります。 ③冷房時の軽装、暖房時の重ね着等、服装の工夫により室内の適正温度を維持します。 |
| | (4)エレベーターの使用 | <ul style="list-style-type: none"> ①出来るだけエレベーターは使用せず、階段を利用します。 |
| | (5)給湯器等の使用、運転管理 | <ul style="list-style-type: none"> ①給湯器等は、温度を適正にするなど適切な運転を行います。 ②退庁時や使用していない時間帯は、給湯器等の種火は消します。 |
| | (6)業務の効率化、労働時間の短縮 | <ul style="list-style-type: none"> ①事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図るとともに、定時退庁の促進を図ります。 |

| | | |
|----------------|---------------------|---|
| | (7)再生可能エネルギーの導入 | ①公共施設に太陽光発電設備を導入します。 |
| 2. 資源の有効利用 | (1)水の有効利用 | ①手洗いやうがい等衛生面や快適な生活に必要な水は使いながら、日常的な節水を徹底します。 ②トイレ使用時の過剰な水の使用を控えます。 |
| | (2)用紙類の使用量の削減 | ①会議等で使用する資料の簡素化や、作成部数の適正化に努めます。 ②庁内LANや電子メールを活用し、ペーパーレス化を図ります。 ③印刷、コピーの両面刷りを徹底します。 ④文書及び資料の共有化を図ります。 ⑤各種印刷物は、作成部数を見直し必要最低限とします。 ⑥使用済封筒は、所属間の連絡用として再利用を図ります。 ⑦利用可能な文書の裏面は再利用します。 |
| | (3)廃棄物の減量化、リサイクルの推進 | ①職員一人ひとりが、ごみの発生抑制と分別リサイクルに取り組みます。 ②物品等は、計画的に購入し、適正な在庫管理を行います。 ③備品等の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。 ④事務用品、機器等を購入する場合は、その必要性を考慮し適切な量を購入します。 |
| | (4)グリーン購入の推進 | ①調達総量を出来るだけ抑制し、物品等の合理的な使用に努めます。 ②環境に配慮した物品調達（グリーン購入）を推進します。 ③使い捨て商品の購入を、極力避けます。 |
| 3. 公用車の適正利用 | (1)公用車利用の合理化、走行量の抑制 | ①公用車の走行ルートの合理化、運行状況の把握、相乗り等公用車の効率的な利用を促進します。 ②自転車の利用を図ります。 |
| | (2)クリーンエネルギー自動車の導入 | ①公用車にハイブリッド自動車等のクリーンエネルギー自動車を導入します。 (ハイブリッド車86台中6台) |
| | (3)エコドライブの徹底 | ①駐停車時のアイドリングストップを徹底します。 ②経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかし等をしないよう徹底します。 ③タイヤの空気圧点検を定期的に行います。 ④不用な荷物は、積まないようにします。 |

■公共事業における取り組み項目

| 取組項目 | |
|-------------------------|---|
| 1.環境負荷低減の推進 | ①環境にやさしい工事資材を積極的に利用する。 ②環境負荷低減型の建設機械を使用する。 ③自然環境と調和した施設の整備を図る。 |
| 2.省エネルギーの推進 | ①施設を建設する際は、自然光を活用できるような設計を行う。 ②低消費電力、センサー式の照明機器の導入に努める。 ③深夜電力を利用した機器の導入を検討する。 ④屋上やベランダ等の緑化を推進する。 ⑤ボイラー等を更新する際は、省エネルギー型を導入する。 ⑥効率的な作業方法を検討し、工事に伴うエネルギー消費を最低限に抑える。 |
| 3.新エネルギーの導入 推進 | ①太陽光などのクリーンエネルギーの採用を優先的に検討する。 |
| 4.耐久性を向上した構 造物への転換推進 | ①長寿命化コンクリート・舗装を採用する。 |
| 5.資源の有効利活用推 進 | ①再生資材の利用を積極的に行う。 |
| 6.水の有効利用促進 | ①雨水の有効利用を、検討する。 ②節水こま、自動水栓等の節水機器の導入を図る。 |

(2) 取り組みチェックと評価

各課等の環境推進員が作成した「環境への取組チェックリスト」に基づき、平成24年4月から平成25年3月までの取り組み状況の確認と評価を行いました。

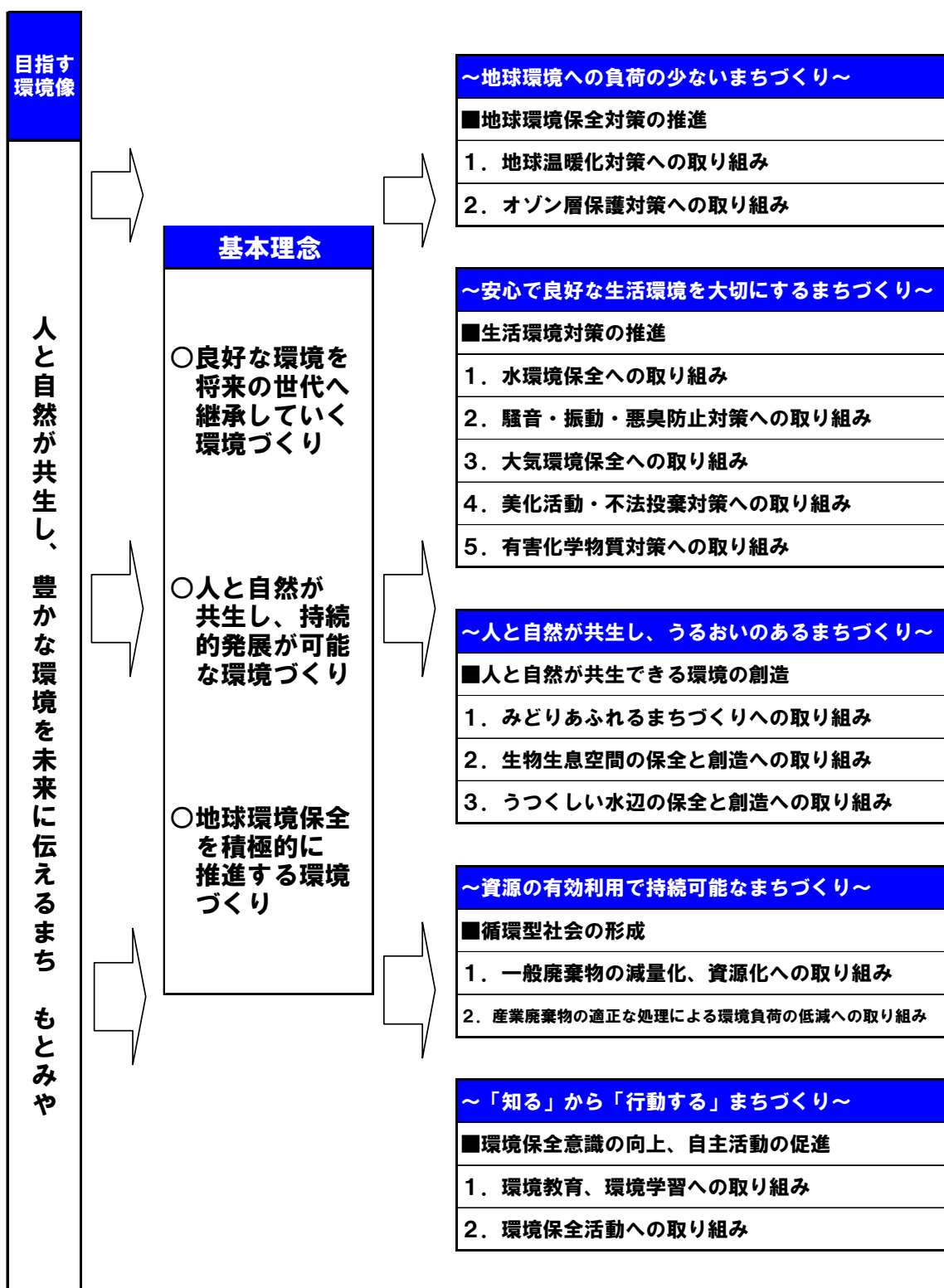
省エネルギー、省資源（用紙類の使用量削減）、節水、水の効率的利用、廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等については、良好な取り組みが励行されました。

(3) 地域環境への取り組み状況（環境基本計画による取り組み）

本宮市では、行政活動に伴う環境負荷の低減のみならず、市全体の環境の保全及び創造に向けた取り組みを「本宮市環境基本計画」に基づき、推進しています。

環境基本計画では、「人と自然が共生し、豊かな環境を未来に伝えるまち もとみや」を環境像（将来像）に、市民、事業者、行政の各主体が、連携、協働しながら良好な環境を将来の世代へ継承していくこととしています。

◆環境基本計画の体系◆



◆環境基本計画における各取り組みの目標等◆

| 項目 | 取り組み目標 | 指標 |
|----------------------------|---|--|
| 地球温暖化対策への取り組み | エネルギーの合理的、効率的利用が図られ省エネルギー型のライフスタイルが実践されている。 | 1人1日 1kgのCO ₂ 削減 |
| オゾン層保護対策への取り組み | フロン類の適正回収、処理が実践されている。 | |
| 水環境保全への取り組み | 各河川の水質が環境基準以内に保たれている。 | |
| 騒音、振動、悪臭防止対策への取り組み | 環境基準が保たれ、騒音、振動、悪臭による不快感がなく快適に過ごしている。 | |
| 大気環境保全への取り組み | 環境基準が保たれ、清浄な大気の中で、健康、快適に暮らしている。 | |
| 美化活動・不法投棄対策への取り組み | 美化意識が高まり、ポイ捨て、不法投棄等がない快適な空間が確保されている。 | 一斉美化活動等 参加率 75% |
| 有害化学物質対策への取り組み | 有害化学物質による環境汚染が、未然に防止されている。 | |
| みどりあふれるまちづくりへの取り組み | 森林や都市部での緑地等が、適正に管理されている。 | |
| 生物生息空間の保全と創造への取り組み | 緑地や水辺の確保など身近な動植物等とふれあえる環境が、確保されている。 | |
| うつくしい水辺の保全と創造への取り組み | 魚や様々な生き物が住める河川等の水辺で、散策等が楽しめる。 | |
| 一般廃棄物の減量化、資源化への取り組み | 日常生活の中で、ごみの減量化、資源化が実践されている。 | 減量化率 10% 資源化率 30% |
| 産業廃棄物の適正な処理による環境負荷低減への取り組み | 適正処理が確保され、減量化、資源化の進展により処分量が極力抑制されている。 | |
| 環境教育、環境学習への取り組み | 環境教育の充実が図られるとともに、環境学習が全市的規模で展開されている。 | 環境教育に取り組んでいる市内の学校数 10校 環境教育、学習への市民の参加者率 10% |
| 環境保全活動への取り組み | より多くの市民、事業者が、環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている。 | 一斉美化活動等 参加率 75% |

◆環境基本計画における連携事業等◆

① 地球温暖化対策への取り組み

エネルギーの合理的、効率的利用が図られ省エネルギー型のライフスタイルが実践されている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|---------------------------------|--|----------------|
| 地球温暖化防止についての普及啓発活動を実施します | 「緑のカーテン」を作るためにアサガオの苗 50 本を植栽した。 | 保健課 |
| | 環境月間について、広報もとみや 6 月号に掲載した。また、マイバック推進デーについて、広報もとみや 7 月号に掲載した。 | 秘書広報課 |
| 新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの普及促進を図ります | 太陽光発電設置費についての補助を行った。(交付件数：108 件) | 生活環境課 |
| | 使用済食用油の回収を行い、公用車に環境にやさしいバイオディーゼル燃料 (BDF) を利用する取り組みを行った。(1,377ℓ 回収、457ℓ 使用) | |
| アイドリングストップを実施します | 公用車に「アイドリングストップ」ステッカーを貼った。 | 施設管理課 |
| 再生可能エネルギーを公共施設に導入します | 太陽光発電設備設置箇所 平成 23 年度 岩根小学校、五百川幼保総合施設 平成 24 年度 市役所本庁舎、白沢総合支所 本宮小学校、白沢公民館 高齢者ふれあいプラザ荒井 | 生活環境課 施設管理課 |

② オゾン層保護対策への取り組み

フロン類の適正回収、処理が実践されている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|---------------------------|-----------------|-------|
| 関係法令に基づき、フロンの適正な回収処理を行います | 不法投棄物等の適正処理をした。 | 生活環境課 |

③ 水環境保全への取り組み

各河川の水質が環境基準以内に保たれている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| 公共下水道の整備、水洗化率の向上を図ります | 合併処理浄化槽の設置推進により、生活排水が適正に処理され、水質保全、生活環境の改善が図られた。 未接続世帯等への水洗化の啓蒙活動を行った。(水洗化件数：4,536 件 水洗化率：91.5%) | 上下水道課 |

| | | |
|--------------------|--|-------|
| 定期的に市内河川の水質調査を行います | 市内7河川14箇所の水質調査を行い、各河川においておおむね良好な環境を保持していた。 | 生活環境課 |
|--------------------|--|-------|

④ 騒音、振動、悪臭防止対策への取り組み

環境基準が保たれ、騒音、振動、悪臭による不快感がなく快適に過ごしている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|---------------------------------|---|-------|
| 公害の発生に備え、関係機関などとの連絡協力体制の充実を図ります | 工場または事業場における事業活動並びに建設工事の作業場等から発生する騒音・振動・悪臭防止に関する取り組みを行った。 | 生活環境課 |

⑤ 大気環境保全への取り組み

環境基準が保たれ、清浄な大気の中で、健康、快適に暮らしている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 大気汚染防止にかかる普及啓発活動を実施します | 野焼き防止の啓発を行った。 | 生活環境課 |
| 大気汚染に関わる排出物を出す事業者等への指導を強化します | 市営バス及び広域バスの運行事業者にアイドリングストップの徹底を図った。 | 生活環境課 |

⑥ 美化活動・不法投棄対策への取り組み

美化意識が高まり、ポイ捨て、不法投棄等がない快適な空間が確保されている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|-----------------------------|---|-------|
| 美化活動を継続し、ポイ捨てをしない環境を作ります | 市内一斉美化活動を行った。 (7月:6,275人、9月:6,060名、3月:6,061名参加) | 生活環境課 |
| 環境委員会や美化推進員を通じて環境意識の啓発を行います | 不法投棄防止の看板を設置した。また、定期的に監視パトロールを行った。 | |
| 監視、指導体制を強化します | 不法投棄監視カメラを設置している。 (1台) | |
| 環境美化に関するボランティア団体などを支援します | 県管理河川の草刈作業を行った(有償)(89,480㎡)また、河川・道路美化作業を行った。(18,396名参加) 道路ふれあい月間として8月に道路の清掃活動を行った。(2,301名参加) 県道に花の苗を植栽した。(7,880本) | 建設課 |
| ポイ捨て、不法投棄防止に関する啓発を実施します | 不法投棄等についてHPに掲載した。また、美化運動実施のお知らせを広報もとみやに掲載し、防災無線で放送した。 | 秘書広報課 |

⑦ 有害化学物質対策への取り組み

有害化学物質による環境汚染が、未然に防止されている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|------------------------------|-------------------|-------|
| ダイオキシン類の発生抑制のため、野焼きの防止に努めます。 | 野焼き防止の防災無線を放送した。 | 秘書広報課 |
| | 野焼きを発見した際に注意を行った。 | 生活環境課 |

⑧ みどりあふれるまちづくりへの取り組み

森林や都市部での緑地等が、適正に管理されている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|------------------|--|-----|
| 体験学習機会を企画します | フォレストパークあだたらにおいて森林ハイクなどを行い、森の木々や溪流に触れたり、木の枝などを使用したクラフト作成を体験した。また、ムシテックワールドにおいて昆虫の観察を行い、森林の持つ様々な役割や林業について学習した。(幼稚園・小学校 10 施設 995 人) | 農政課 |
| 生垣への助成を実施します | 緑豊かな活力ある調和の取れた市街地を形成するため、生垣設置者に補助金を交付した。(4 件) | 建設課 |
| 公園等の適正な維持管理に努めます | 運動公園をはじめ市内の都市公園の施設や緑地の管理委託及び清掃等を実施しながら施設等の維持管理業務を行った。 | |

⑨ 生物生息空間の保全と創造への取り組み

緑地や水辺の確保など身近な動植物等とふれあえる環境が、確保されている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|-------------------------|------------------------------|-------|
| 生態系を壊す外来動物駆除や啓発活動を実施します | 病害虫(アメリカシロヒトリ)防除機を各町内会に貸出した。 | 生活環境課 |

⑩ うつくしい水辺の保全と創造への取り組み

魚や様々な生き物が住める河川等の水辺で、散策等が楽しめる。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|-------------------------|---|-----|
| 各主体と連携し水辺の清掃活動等を推進します | 県管理河川(安達太良川・百日川・白岩川・仲川)について、除草作業等を実施し、美しい水辺空間を確保する。(作業団体：20 団体) | 建設課 |
| 多様な自然のある生物生息空間を保全、創造します | 農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図る共同活動において河川等の草刈りや水生生物の調査を行った。(22 地区) | 農政課 |

| | | |
|----------------|---|-------|
| 排水の適正処理に努めます | 合併処理浄化槽の設置推進により、生活排水が適正に処理され、水質保全、生活環境の改善が図られた。 | 上下水道課 |
| 用水路等の適正管理に努めます | 水路のパトロール点検により危険箇所等を早期に発見し、水路の改良整備を行った。 | 建設課 |

⑪ 一般廃棄物の減量化、資源化への取り組み

日常生活の中で、ごみの減量化、資源化が実践されている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|--------------------------------------|--|-------|
| 再生資源の回収を推進します | 資源物回収を行う市内団体へ、回収量に応じ助成金を交付した。(68 団体：434,479 kg 回収) 生ごみ処理機購入者へ購入費の一部を助成した。(助成件数：5 件) | 生活環境課 |
| 効率的なごみ収集・処理に努めるとともに、環境に与える負荷の低減を図ります | 震災の影響によりごみの回収量が大幅に増加した。 | 生活環境課 |
| 減量化、資源化、分別方法等に対する情報提供や啓発活動を実施します | ごみの分別方法や資源回収団体助成等について HP へ掲載した。 | 秘書広報課 |

⑫ 産業廃棄物の適正な処理による環境負荷低減への取り組み

適正処理が確保され、減量化、資源化の進展により処分量が極力抑制されている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|---|--|-------|
| 資材は再資源化されたものを積極的に使用します 建設残土は、設計や工事手法などの工夫により発生量を抑制するとともに、市内での有効利用に努めます | 再生材料の利用促進を行った。(残土：200 m ³ 、砕石：2,160 m ³ 、As 合材：1,200t) | 建設課 |
| 産業廃棄物処理業者に対して、適切な収集、運搬、処分を行うよう啓発活動を行います | 調和の取れた均衡ある地域開発と良好な生活環境、自然環境の保全及び災害の防止を図るため、開発事業者に対し均衡ある地域開発のための指導を行い、協力を求めている。 | 政策推進課 |

⑬ 環境教育、環境学習への取り組み

環境教育の充実が図られるとともに、環境学習が全市的規模で展開されている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|---------------------------------|--|-------|
| 環境に関する情報の提供や、環境教育や学習の場の機会を創出します | 環境に関するまちづくり出前講座を行った。 | 秘書広報課 |
| 環境教育、学習の場の充実を図ります | 白岩小学校緑の少年団(6 年生)が緑とのふれあいによる活動を通じ環境意識を育んだ。(4 月～3 月) | 産業建設課 |

| | | |
|--|--|-------|
| | 市民の憩いの場、都市住民との交流のため岳山実習館等の施設の適切な維持管理を行う。(利用状況：述べ599人)4月から10月 | 産業建設課 |
|--|--|-------|

⑭ 環境保全活動への取り組み

より多くの市民、事業者が、環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている。

| 取組項目 | 取組実施状況 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| 環境保全活動に関する普及啓発活動を実施します | 環境に関する情報を広報もとみや及び防災無線で放送した。 | 秘書広報課 |
| | 安達太良川及び市内小中学校のプールへEM活性液を放流しているもとみや四季祭委員会へ報償を交付した。 | 生活環境課 |

5. 教育・訓練の実施

エコアクション21の更新審査にあたり、推進員会議を通じて全職員の正しい理解と協力が不可欠なことを再確認しました。

| 開催日 | 名称 | 対象 |
|------------|-------|-----|
| 平成24年9月21日 | 推進員会議 | 推進員 |

6. 環境に関する苦情の受付状況

| 区分 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 地盤沈下 | その他 | 計 |
|-----|------|------|------|----|----|----|------|-----|----|
| H24 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 3 | 11 |
| H23 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H22 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| H23 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| H20 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| H19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

過去6年間、市の事務事業に関する苦情の受付はありませんでした。市内における公害等の苦情に関しては、上記のとおりとなっています。

7.環境関連法規への違反、訴訟等の有無

本宮市の事業活動において、法令違反や事故、異常事態の発生は報告されていません。また、環境関連法規等の違反及び訴訟もありませんでした。

■環境関連法規等の遵守状況

| 種別 | 関係法規等名 | 関係分野 | 関係課 | 遵守状況 |
|--------|----------------------------------|--|-------------|------|
| 循環関係 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量に関する施策 ・一般廃棄物処理計画の策定 ・事業活動に伴う一般廃棄物の適正処理 | 全庁 生活環境課 | ○ |
| | 浄化槽法 | <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽によるし尿処理 ・保守点検 ・定期点検 | 上下水道課 | ○ |
| | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) | <ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等への需要の転換 ・環境物品等の選択 ・環境物品等の調達の推進 ・環境物品等の調達の推進に当たっての配慮 | 全庁 財政課 | ○ |
| | 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) | <ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器の長期間使用及び特定家庭用機器廃棄物の排出抑制 ・特定家庭用機器廃棄物の適正処理 ・特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進 | 全庁 | ○ |
| | 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の長期間使用及び使用済自動車の抑制 ・再資源化等に配慮した自動車の選択 ・使用済自動車の再資源化等の促進 ・使用済自動車の引渡義務 | 施設管理課 | ○ |
| 公害対策関係 | 大気汚染防止法 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況の把握及び排出又は飛散抑制 ・大気汚染の調査 ・市民への情報提供等 | 全庁 生活環境課 | ○ |
| | 騒音規制法 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守義務 | 建設課 | ○ |
| | 振動規制法 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守義務 | 建設課 | ○ |
| | 水質汚濁防止法 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の事故の措置 ・貯油施設等の事故の措置 ・生活排水処理施設の整備 | 施設管理課 | ○ |
| | 悪臭防止法 | <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭が生ずる物の焼却の禁止 ・地域における悪臭の防止 | 生活環境課 | ○ |

| | | | | |
|------------------|---|--|-------------|---|
| 化学物質・ 危険物関係 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法) | <ul style="list-style-type: none"> ・指定化学物質等の自主的な管理の改善促進 ・指定化学物質等に関する国民の理解及び人材の育成 | 生活環境課 | ○ |
| | ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン対策法) | <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類による環境の汚染の防止 | 生活環境課 | ○ |
| | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法) | <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理 | 施設管理課 | ○ |
| 温暖化防止・ 省エネルギー | 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法) | <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進及び市民への働きかけ ・市役所における地球温暖化対策実行計画の策定 | 生活環境課 | ○ |
| | エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法) | <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用の合理化 | 全庁 | ○ |
| その他 | 消防法 | <ul style="list-style-type: none"> ・人的及び技術的援助についての配慮 ・火災の通報及び協力 ・消防隊の配置 ・製造所、貯蔵所又は取扱所についての定期点検 | 全庁 施設管理課 | ○ |
| | 下水道法 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の管理 ・流域下水道の管理 ・都市下水路の管理 | 上下水道課 | ○ |
| 公共事業関連 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) | <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進 ・地域における分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進 ・特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の適正な配置及び当該施設の整備の促進 | 建設課 | ○ |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う産業廃棄物の適正処理 | 建設課 | ○ |
| | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等への需要の転換 ・環境物品等の選択 ・環境物品等の調達の推進 ・環境物品等の調達の推進に当たっての配慮 | 全庁 財政課 | ○ |
| 環境保全・ 創造関連 | 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法) | <ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制等指針の公表 | 生活環境課 | ○ |

| | | | | |
|-------|---|--|-----------------------------|---|
| | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) | <ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等への需要の転換 ・環境物品等への予算及び方針作成 ・環境物品等の調達の目標設定 ・環境物品等の調達 | 財政課 | ○ |
| | 環境情報の提供等の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法) | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した事業活動の推進 ・所掌事務に係る環境配慮等の公表 | 生活環境課 | ○ |
| | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法) | <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進 | 財政課 | ○ |
| | 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境活動・環境教育推進法) | <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等の作成及び公表 ・学校教育及び社会教育における環境教育の推進 | 幼保学校課 | ○ |
| 福島県条例 | 福島県循環型社会形成に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に当たっての環境への配慮、廃棄物等の抑制及び適正処理並びに循環的利用 ・循環型社会の形成 | 全庁 | ○ |
| | 福島県生活環境の保全等に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・工場等騒音規制基準の遵守義務 ・低公害車の使用 ・屋外燃焼行為の禁止 ・合併処理浄化槽の設置 ・近隣の静穏保持 | 全庁 建設課 生活環境課 上下水道課 | ○ |
| 本宮市条例 | 本宮市公害対策条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生ずる、ばい煙、汚水、廃棄物等の処理等、公害の防止。 ・良好な生活環境の保全 | 生活環境課 | ○ |
| | 本宮市美しいまちづくり推進条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの散乱防止 ・環境整備に必要な措置 ・草花、樹木等の植栽 ・公共の場所等のごみ捨て禁止 | 生活環境課 | ○ |
| | 本宮市緑化推進条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に当たっての環境の緑化 ・本宮市緑化計画の策定 ・公共施設の緑化 | 建設課 | ○ |
| | 本宮市下水道条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の設置 | 上下水道課 | ○ |

8.代表者による全体の評価

本宮市では、「本宮市環境基本条例」、「本宮市環境基本計画」、「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」及び「本宮市地域新エネルギービジョン」に基づき、地域における環境施策と市で実施する事務事業における環境への配慮に取り組んで参りました。

平成 21 年度は、エコアクション 21 の認証登録に向けた取り組みを全職員で実践し、平成 22 年 3 月に市役所本庁舎において認証・登録を行うことが出来ました。

平成 24 年度の取組実績としては、本庁舎を含めた全施設・車両での二酸化炭素排出量、廃棄物排出量の削減を行ったが、目標を達成することが出来なかった。震災後、使用を停止していた施設の利用再開や施設の新設・用途変更により二酸化炭素排出量が前年度より増えたものと考えられます。

この東日本大震災により全国の原子力発電が停止し、原油の値上がりによる電気料金の値上げの影響などから今後さらに節電への意識や再生可能エネルギー導入へ向けた取り組みが大切になって参ります。これを機に、今までの環境活動を再度見直し、あらためて全職員一丸となって環境の保全と創造に努める所存です。

今後とも、公共施設の改修時や市の事務事業において、一層の環境負荷の低減に向けた取り組みを実践して参りたいと考えております。

平成 25 年 10 月 日

本宮市長 高松 義行